

原発被災者東京弁護士勉強会テキスト

2015年6月12日
於 東京弁護士事務所

不動産鑑定士
高橋 雄三

1. 宅地、農地、林地、建物、立木等の東京電力基準の問題点

(1) 基本的な姿勢・方向性の問題点

① 公共用地の取得に伴う損失補償基準

3. 11以後の双葉郡とその周辺地域の放射能汚染による被害は、地域全体がダムの底に沈む例にたとえると分かりやすくなる。

集落や地域がダム建設で水没する場合、一般住民の財産に対しては、公共補償基準、正式名称は「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（S37年6月29日閣議了解）に基づいて損失の補償額が算定される。

この基準は、一般住民の土地や建物等の一般財産に対しては、その財産的な価値を補償するという考え方を基本としている。

② 公共事業の施行に伴う公共補償基準（S42年2月21日閣議了解）

この基準は世間一般ではほとんど知られていない。

市町村等が所有する公共施設（ダムの底に沈む道路、橋、学校、公民館等）に対して、どのような基準で補償を行うかを定めたもの。

一言で云えば、ダムの底に沈む道路、橋、校舎等は移転先に新築して「その機能を補償」という規定。

一般住民の「損失補償」が財産価値の補償に止まるのに対して、公共施設は新築・新設して、その機能の維持を保証（補償）するものであり、その差は大きい。

除染不可能＝帰還不可能の実態が見えつつある現時点で、「公共事業の施行に伴う公共補償基準」について、具体的例をよく研究し、被災地の財物賠償にこの考え方を採り入れることが、今、総ての関係者に求められている課題ではないでしょうか。

③ 東京電力基準

イ. 2013年3月29日付プレスリリース

(宅地・建物・借地権等の賠償・・・)

→避難指示期間中に生じた価値の減少分・・・経年に伴う価値減少分・・・管理不能に伴う価値減少の原状回復費用・・・

ロ. 2013年11月29日付プレスリリース

(田畑に係る財物賠償・・・)

→避難指示期間中に生じた市場価値の減少分・・・

ハ. 2014年9月18日付プレスリリース

(宅地・田畑以外の土地および立木に係る・・・)

→避難指示期間中に生じた市場価値の減少分・・・

ニ. 2014年4月30日付プレスリリース

(住居確保に係る費用の賠償および住居以外の建物修復に係る費用の賠償に関するご案内について)

当社は、帰還される方がご自宅に居住できるようにするために必要な建替え・修繕の費用が十分に賄えない、また、新しく生活拠点を定められる方が宅地や住宅を購入する費用が賄えないといった状況に対する改善のご要望にお応えするため、平成25年12月26日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」(以下、「中間指針第四次追補」)を踏まえ、住居確保に係る費用をお支払いさせていただくことといたしました。

概要は、住宅については、移住先での想定新築価格と建物賠償額の差額75%、宅地は250㎡、38,000円/㎡上限とした移住先の土地価格と宅地賠償額(400㎡を上限として算定)の差額75%となっている。

これは、失われた経済価値に対する賠償という従来の考え方から、移住先での「生活を取り戻すために必要な賠償」という方向に一步進んだという意味で、十分ではないにせよ、一定の評価のできる内容。

ホ. 東京電力は原発事故による被害の量的側面・・・被災範囲の広さや、質的側面・・・「地域社会」丸ごとの喪失や崩壊を十分には理解していないのではないか。

(2) 土地賠償の問題点

① 宅地

被災地内の人口集中地域である浪江・双葉・大熊・富岡の各町の宅地評価・賠償については、本来、この地域が不動産バブルの影響を強く受けなかったこともあって、住宅地で4万円/3.3㎡～12万円/3.3㎡程度、商業地で12万円/3.3㎡～18万円/3.3㎡と落ち着いた水準の価格であった。

この4町について言えば、東京電力が提示した計算方法による賠償額の算出は、宅地の評価、経済価値・交換価値の評価としては、特に問題はないと言える。

問題なのは、仮に、従来住んでいた地域で正当な評価に基づく、「正当な賠償」を受け取ったとしても、その「正当な賠償額」では、移転先・移住先では住宅用地にしる、店舗用地にしる、土地を購入することは、ほぼ不可能だという現実があること。

さらに問題なのは、個別の土地について、宅地であるか否かの判定を、登記簿上あるいは固定資産課税台帳（名寄せ帳）の地目によって決めていることです。

宅地と農地・原野等では価格水準が5～20倍も違うからです。

地目が宅地となっていない場合については、以下の要件を全て満たしている場合に宅地として認定するとしています。

- イ．建築物が存在している、または宅地造成が完了している。
- ロ．道路に2m以上接している。
- ハ．現況が農地でない、または農地の場合は転用許可を得ている。
- ニ．保安林に指定されていない、または保安林の場合は立木の伐採許可を得ている。

この宅地認定基準が、窓口の対応をかたくなにして多くの被災者が憤る原因となっている。現実に自宅の庭や防風林として利用し、自宅の敷地として使っていても、固定資産税の節税のために、地目は畑あるいは原野・山林となっているケースは少なくない。加えて、市街地に近接する農地（田・畑）や原野・山林は、地目は宅地でなくとも、宅地に転用が容易な「宅地見込地」・「準宅地」として経済価値を把握することは不動産業界・不動産鑑定業界の常識。

さらに、市町村の首長は自己の選挙に不利とならないために、固定資産税の評価額を低めにおさえておきたいという動機がある。そのことが、固定資産税評価額の倍率で賠償額を決めるという東京電力の一つの基準に基づいた場合、全体として被災者に不利に作用している。

② 農地

イ. 市街地に近接する地目が農地（宅地見込地）の現況把握と価格水準のとらえ方のまちがい。

ロ. 純農地（農業以外に利用が見込めない農地）を大字毎（？）に区分して一律評価することに問題がある。

ハ. （純）農地の価格水準については、（社）福島県不動産鑑定士協会が東京電力から一括して受託し、県内の40名程度の鑑定士が分担してまとめた。

ニ. その価格水準（標準的な田や畑の価格）は、民間どうしの取引価格もにらみながら、公共用地買収の水準に近い価格設定をしたもの。

ホ. 飯舘村内の農地価格について東京電力の発表したものは、福島県内の不動産鑑定士が評価した価格に、若干の上乗せをしている（？）。

ヘ. 飯舘村内の農地や山林の公共買収の妥当な価格を求めるに際しては、北側の隣接地である相馬市玉野地区と伊達市霊山地区の東北中央自動車道の買収単価を調べることが、有力な裏付資料になる。

ト. ご存知のとおり、自動車道の買収価格は、公共買収としてはかなり高い水準ですから、これを入手することで主張に説得力が増すことになる。

③ 林地

山林の素地（土地だけ）を林地といいます。林地の価格水準も、（純）農地と同じく福島県内の不動産鑑定士がまとめたもの。

なぜか、東京電力は林地の価格については公表していません。個別の所有者に提示しているだけです。その理由は不明です。

東京電力(株)福島復興本社は、2014年9月18日付のプレスリリースで「宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償について」を公表している。しかし、なぜか、山林の土地単価については、「※時価相当額の算定に用いる単価につきましては、（社）福島県不動産鑑定士協会に評価を依頼しております。」とあるだけで、その後のプレスリリースでも公表していない。

国内各地の被災者弁護団からも問い合わせしていますが、なぜか東電は公開しません。よほど自信がないのか、公表すると種々の問題点が噴出するのを恐れているからか。

しかし、個別の被災者には山林素地の単価を入れた請求の案内を発送しています。それによると、浪江町や南相馬市小高区の山林素地については100円/㎡、つまり反当(1,000㎡)10万円という賠償額です。

一口に山林といっても、人も近づけないような奥地の山林と、人家に近い里山では価格には大きな差があります。まして、登記簿上の地目が同じく「山林」であっても、自宅を囲む防風林では価格は50倍も違うわけです。

立木評価のことで相談を受けている被災者の方が、一番立腹しているのは、自宅の周辺の屋敷林と山奥の山林素地を同じ100円/㎡という単価で賠償額が示されたことです。

これなども、現地調査をすれば、立場がどんなに違っていても、一目瞭然で分かること。

(3) 建物の賠償

- ① 固定資産税評価額をもとにして算定する方法(定型評価)
- ② 平均新築単価をもとにして算定する方法(定型評価)
- ③ 工事請負契約書などの書類から算定する方法(個別評価)
- ④ 部位別積上げにより算定する方法(現地評価)

①の評価は前記理由等により低い評価になり易い。

④の補償コンサルタント等による評価も経済的耐用年数を短くみる傾向がある。

①～④を通していえることは、ハウスメーカー等が建築した50万円/3.3㎡～60万円/3.3㎡程度の建物で、築年数が10年未満のものは市場価値としてほぼ妥当な結果が得られる。

最大の問題点であった被災した住宅に対する賠償額では移転先で住宅を取得することができないという点については、「移住先での想定新築価格と建物賠償額の差額の75%」を限度として賠償額に上乘せずとした新基準が一定の前進をみせた。

問題は、東電が示した4方式のワクに納まらない「高級豪邸」が被災地内には少なからず存在すること。

柱や梁・天井材等を東北各地から2～3年をかけて原木として収集し、天然乾燥させたうえで製材した資材を存分に使った建物について、その価値を認めようとしない東電の姿勢には、心ある建物所有者の多くが納得できずに、当事務所に相

談に訪ねてくる。

材料を吟味し、腕のいい職人を使って建てた自宅を、ハウスメーカーが量産する60万円／3.3㎡程度の住宅と同等にしかみない東電の賠償額では、どう考えても納得できないという被災者が少なからず存在する。

納得できない被災者の再三の要求で、何とか東電側の「補償コンサルタント」が現地調査に応じたケースもありますが、神社仏閣レベルの超高級建物を調査し賠償額を算定した経験に乏しいためか、建築単価を70万円～80万円／3.3㎡程度にしか算定しない。

(4) 立木の賠償

東京電力は2014年9月18日に「宅地・田畑以外の土地および立木」の追加賠償基準を発表した。

それによると、スギ・ヒノキ等の人工林（植林された立木）は100円／㎡（100万円／ha）、天然林（自然のまま雑木林）は30円／㎡（30万円／ha）となっている。

原発事故の被災地である主として双葉郡内の山林所有者は、東京電力のこの賠償単価をどう受けとめたか。

山林の所有と一口に言っても、その内容は多種・多様。誤解を恐れずに言えば、大部分の山林所有者はご先祖様から受け継いだ山林がどこにあるのかも知らない。もちろん下草刈りや間伐など全く行っていない。労力をかけ、費用をかけても林業経営として成り立たない立地条件や経営規模の山林が多いから。

このような林業経営を放置した山林の所有者は、口に出しては言いませんが、原発賠償として1haあたり100万円も受け取れるなら「御の字」と心の中では思っている。しかも、ただ同然と思っていた雑木林も1haあたり30万円だとか・・・・。

しかし、わが国の林業経営がいかに厳しくとも、スギやヒノキの山元価格がいかに安くとも、日本の自然を守るために、水資源を守るために、環境保全のために、経営採算性がたとえ赤字であっても、自らの手で植林を行い、林道を整備し、下草刈りや枝払い、間伐を行ってスギやヒノキの美林を育てる努力をしている林業家は必ず、各町に5～10人はいる。

このような、わが国の自然を守るため、今は苦しくとも、将来いつかは報われる日がくることを信じて、林業経営に文字通り打ち込んでいた被災者は反当10万円（1ha100万円）などという、何ら裏づける根拠のない賠償額の提示には全く納得していない。

町の賠償相談窓口に聞いてみても、森林組合に相談しても全くラチがあきません。

無料法律相談で弁護士に相談した結果、当事務所を紹介された、あるいは、インターネットでさんざん調べた結果、当社のホームページで関連する文書を見つけたと行って来所する林業経営者が少なくない。

ダムの底に沈む土地に附着する立木の賠償額の算定に際しては、立木の市場価値（交換価値）に着目して賠償額を算出したのでは地権者は誰一人納得しない。

林道開設・植林・下草刈り・枝払い・間伐等に費用と労力をかけ、時間の経過と共に「美林」に育っていく。

この投下資本と労力・時間の投下も含めた「社会資本」の回収・補償という考え方が「損失補償基準」「公共補償基準」には反映されている。

2. 公共事業用地の買収基準を、賠償基準として使うことの当否

(1) 「損失補償基準」の位置づけと運用の歴史

- 公共用地取得の遅延による建設コストの増加や供用開始の遅延による社会的損失を防ぐ。
- 旧建設省時代、用地取得費用は年間5兆円、事業費全体の約2割を占める。
- 地元地権者と全国レベルの反対運動が結びつき、「トラスト運動」等で用地取得が難航しやすい。
- ダム建設予定地では、土地をお金に換える方法は公共事業しかないために、用地費をつり上げる動機と理由がある。
- 「損失補償基準」は全国一律適用だが、実際の運用では、地元地権者との長い交渉の末、「〇〇ダム補償基準」が作成・提示される。

○「ダム建設 手厚い補償 用地買収 評価額の最大475倍 内部文書に詳細」「小石原川ダム 補償 国の要綱逸脱か 地権者『交渉し算定』
いずれの記事も福岡県朝倉市に建設が予定されている小石原川ダムの用地取得費が「高すぎる」との批判的な立場から、西日本新聞が2009年2月に報道したものの。

○ 用地の取得が完了すれば、事業の9割は完成と用地担当者は考えている。

(2)「損失補償基準」とは

正式名称は「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」、通称「用対連基準」「用対連単価」といわれている。

国、都道府県、市町村等の公共団体や旧道路公団、旧鉄道公団、各電力会社等が、道路・鉄道・ダム・送電線等を建設・設置する場合に、必要となる土地・建物・地上の立木等を、土地収用法の規定に基づいて、合意に基づく買収あるいは強制的な「収用」を行う場合に、その損失を補償するための基準を定めたもの。

日本国憲法は第29条で国民の財産権の保護を以下の通り定めている。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2. 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3. 私的財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

この29条3項の規定に基づいて、土地収用法や「公共用地の取得に伴う損失補償基準」が定められている。

「正当な補償」の具体的な内容や金額は。

判例・学説は「完全補償説」と「相当補償説」に分かれています。

「完全補償説」は、「・・・生じた損失のすべてについての完全な補償を要する」とする考え方。

「相当補償説」は、「・・・規制目的や社会、経済状況等を考慮し、合理的に算出された額であればよい」とする考え方。

判例はどうか。最高裁昭和48年10月18日判決（土地収用補償金請求事件）は以下の通り、完全補償説に立っている。

『土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合、その収用によって当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復をはかるこ

とを目的とするものであるから、完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償をなすべきであり、金銭を持って補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地を取得することをうるに足りる金額の補償を要する』

原発事故により生じた損失・損害の賠償問題を考える際の出発点、原点はここにある。

この最高裁の判決は鳥取県内の都市計画道路建設についてのものですが、これは、適法な公権力の行使に伴う「損失補償」のケース。

東京電力に対する原発事故の賠償請求は、東京電力の不法行為に基づく「損害賠償」であり、不動産の損害額の評価・算定にあたっては、その事情は当然のこととして反映されるべき。

その意味からいっても、土地や建物等の不動産の賠償請求の基準は「公共用地の取得に伴う損失補償基準」がスタートライン。

(3) 「公共補償基準」とは

朝日新聞が2011年10月から連載している「プロメテウスの罠」の担当記者である前田基行氏から取材。

電話・メール・直接来訪も含めて20数回話しをする機会があった。「家を買えない」というシリーズを担当しているので、どうすれば、被災者が避難先で家を買える程度の賠償請求が可能になるかが、前田記者にとっての最大の関心事だったわけ。

「公共用地の取得に伴う損失補償基準」の詳細についての鋭い質問をくり返し受けた。前田記者とのやり取りの中で、新しい発見があった。

その一つが、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」のほかに、「公共事業の施行に伴う公共補償基準」という、市町村等が所有する公共施設（ダムの中に沈む道路、橋、学校、公民館等）に対して、どのような基準で補償を行うかを定めたものがあるということ。

ダムの中に沈む道路、橋、校舎等は移転先に新築して「その機能を補償」という規定。

一般住民の「損失補償」が財産価値の補償に止まるのに対して、公共施設は新築・新設して、その機能の維持を保証（補償）するものであり、その差は実に大きい。

(4) 原発被災地をどうとらえるか、原発賠償をどうみるか

① 三春町前町長伊藤寛氏との面談メモ

1972年着工、1998年竣工の三春ダムについて、用地交渉の時期も含めて6期24年間三春町長を務めた伊藤寛氏に話を聞く機会が2年前にあった。

前町長は4ページにわたるレジメを準備され、「損失補償基準」と「公共補償基準」の違いから、三春ダムの準備・交渉時の苦労話など、内容の豊富な講義を2時間以上も拝聴することができた。

伊藤前町長が作成された準備メモの主要な論点は、まず、ダム建設に伴う補償と原発災害による賠償を明確に区別しながら、ダム建設に伴う補償の理論・実践・歴史から学ぶことの大切さを強調。

(イ) 補償と賠償、目的・方向性の違い。

補償は、公共事業という前向きなことがらを実施するために生ずる損失・損害に対応する考え方であるのに対し、賠償は、原発事故によって生じた損害、いかに対応するかという考え方であり、方向性・目的に大きな違いがある。

(ロ) 責任の所在と大きさの違い。

ダム建設に伴う損失補償は、公権力の実行によって生じる損失・損害に対する公的責任として実施される。原発事故の賠償責任は、事業者の過失によって生じた損害に対する事業者責任である。

(ハ) 賠償基準の明確化の必要性。

ダム建設補償の場合、歴史的経過を踏まえて、当該ダムの損失補償基準・公共補償基準が定まってきた。それに対して、原発賠償の場合、賠償基準を作成する主体が明確になっていない。原陪審（文科省・原子力損害賠償紛争審査会）が責任をもって作成するのか、経産省（資源エネルギー庁）・東京電力が作成するのかも不明確。公共補償基準の考え方を採用するのか否かも明確でない。その根底・背景には、東電の企業負担の軽減化があるのではないか。

(ニ) 移転を目的とする補償か、帰還を前提にした補償・賠償か。

ダム建設の場合は、移転を目的として、移転に伴う損失補償・公共補償であるのに対比して、原発被災の場合、帰還できることを前提にした補償・賠償という前提条件の違いがある。

(ホ) 帰還の前提条件の曖昧さ・流動性・見通し難。

○除染の可能性と現実性

- 避難生活の長期化と生活実態の非人間性
- 強制避難と自主避難の区分・区別による被災者の分断
- ……など、課題は重く、大きい。

(へ) 個人の生活再建と共同体の再建、どちらを優先するか。
建前でなく、本音の議論が求められている。絆を重視する共同体理念の重要性と個人の主体性重視……共同体が呪縛にもなる。

- (ト) 原発事故の過酷さに、どのように向き合えるか。
- 被災自治体存続の見通しはあるのか……双葉町・大熊町は存続できるのか。
- 「仮の町」構想の曖昧さ。
- 為政者の覚悟・責任の大きさ。
- 被災自治体の主体性の無さ。
- 被災自治体と（被災者）受け入れ自治体の「自治連携」により、国の方針待ちでなく、国を動かす……中央集権の意識脱却が求められているのではないか。

③ 法政大学 社会学部 長谷部俊治教授との交換メール

長谷部教授は、建設省関東地方整備局用地部長、みずほ総合研究所理事を経て、2年前は在外研究のためローマに留学中でした。

建設省在職中に事業施行者の立場で、数多くのダム建設に携わってこられ、みずほ総研時代には

後輩に伝えたい、私の経験～ある用地職員の思い～

- ダムの用地補償（1） — 代替地はなぜ必要か
- ダムの用地補償（2） — 生活再建のために
- ダムの用地補償（3） — 合意形成に向けて
- ダムの用地補償（4） — 蜂の巣城の教訓
- ダムの用地補償（5） — 用地補償基準はなぜ一律か？
- ダムの用地補償（6・終） — 用地取得から紛争予防へ

(いずれも、日本ダム協会のHPで閲覧できます)

などの貴重な体験に基づく論文・記事をまとめておられます。

最近は、「正当な補償」による生活再建 — 公共事業における損失補償の目標 — 原子力技術の法的制御 — 不確実性のコントロールに向けた法政策の課題 — などの研究成果を発表されています。

「損失補償」「公共補償」、「生活再建補償」……多岐にわたって論点を展開され、最新の論文では原発事故について分析されています。

長谷部先生の承諾を得て、先生宛のメールと、先生からの回答メールをご紹介します。

イ. 長谷部先生宛のメール（２０１３年７月２４日）

件名 原発賠償のあり方についてお知恵を貸して下さい。

HP上で先生の論文や著書を見つけ、鋭意、精読中です。

福島県で鑑定士として３０余年にわたり仕事をしてきました。福島第一原発の財物賠償問題は、残された人生の総てを捧げる覚悟で取りくんでいます。

当初は「損失補償」の考え方が最適と考えましたが、最近は「公共補償」の考え方に基づくのがベストではないかとの思いを強くしています。

朝日新聞の前田記者とは、約３ヶ月程前から取材を受けたり、意見交換をしています。その中で、先生が今年の３月からドイツ（フランス？）に留学していることを知りました。

日本におられるのであれば、押しかけてでも、直接ご意見を伺いたいところですが、それもかかないません。

「公共補償」の考え方が採用されるには、多くの難関と難問が控えていることが予想できますが、多くの先達・先輩の力を借りながら一步でも前に進めたら本望です。

私の考え方や、現在の立ち位置、到達点については、「原発賠償を考えぬく」

(<http://www3.plala.or.jp/kantei/baisyo14.html>) というコラムで書き続けておりますので、ご笑覧下さい。不動産鑑定士 高橋 雄三

ロ. 長谷部先生からの返信メール（２０１３年７月２５日）

高橋 雄三 様

日本ダム協会から転送されたメールを拝読しました。原発事故賠償をどのように進めていくかについては、考えなければならないテーマがたくさん残っていると思います。

まず用地補償の基本は財産権に対する補償です。ダム補償について見れば、一般に主要な財産は土地ですから、補償総額の程度は土地評価額によって決まることになります。宅地や水田が多ければ補償額は高くなりますし、急傾斜地が多ければ安くなります。また、所有地の多寡によって個々人の補償額は相当異なります。

ただ、土地を所有していない人も移転を強いられますから、その場合にも移転地で生活を再建できるだけの補償が必要となり、そのための工夫として代替地の提供、財産権以外の損失補償、生活再建措置などがなされています。生活再建のために最低限必要な費用をまかなうことができる補償額を確保できるかどうかの問題となるわけです。

原発事故の損害賠償では、被害者は居住地の移転を強いられるのですから、移転先で生活を継続するに足る賠償額を支払う必要があると思います。それは、失われた財産価値に対する補償ではなく、損われた生活の回復のための賠償であると考えられます。公共機能の回復を図る補償というよりも、生活機能の回復を図る賠償と考えるほうが現実の必要に応えることになると思います。

ただ、原発事故による損失に対する補償は損害賠償です。公共事業に伴う損失補償との法的な違いを理解することが重要ですが、両者の比較から原発事故への対応を吟味することは意味ある作業だと思います。

また、もっと根本的に、原発立地における土地利用調整をどのように考えるかという課題も大事です。そもそも危険施設の周辺の土地利用については影響調整のための措置を講じるのが通常ですが、原発についてはリスクを敷地内に閉じ込めることができるという前提で設計されています。ただ、原発のリスクが土地利用調整（公共用地補償はその一例）によって受容できるような性質のものであるかどうかは疑問です。

私は大学の在外研究のため、来年3月までローマに滞在していますので、直接にお話しする機会を持つのは困難です。以前に、生活再建補償についてと、原発事故について法政大学社会学部紀要『社会志林』に論文を書きました。次を参照して下さい。参考になれば幸いです。

生活再建補償：http://repo.lib.hosei.ac.jp/bitstream/10114/5227/1/56-3has_ebe.pdf

原発事故：<http://repo.lib.hosei.ac.jp/bitstream/10114/7333/1/58-3hasebe.pdf>

原発事故の賠償が有効に機能するためには、地元での地道な研究が非常に有益だと思います。ご尽力を期待しています。取り急ぎ回答まで。

長谷部 俊治
Toshiharu HASEBE
(法政大学 社会学部)

追加メモ

伊藤 寛・前三春町長が2014年4月20日に「ふくしま復興支援フォーラム」にて、「避難者の生活再建と地域再生」と題して講演を行っています。より具体的で深い分析を行っています。

以下で見ることができます。

<http://www.5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/note20140420.pdf>